第４講　律令体制の衰退
PART１ 律令体制の衰退

Chapter１　桓武・嵯峨天皇の改革

目標
平安時代前期に朝廷で改革が行われたのはなぜだろう？
「810 年」はどんな年だと一言でいえるだろう？

1　桓武・平城天皇の改革

①［1　　　　］天皇

A　**農民負担の軽減**

あ　雑徭の半減（正丁なら年 60 日→ 30 日に）

い　班田の励行（６年１班を畿内のみ 12 年１班に）

う　公出挙の利率軽減（５割→３割に）

え　辺境を除き公民の兵役・軍団を廃止

（792 年，**健児の制**）

郡司の子弟や有力農民の志願による

少数精鋭の**健児**を採用。

お　徳政論争〔徳政相論〕による「軍事と造作」の停止

B　**地方政治の監督強化**

あ　［2　　　　　　　　］の設置

※解由状を審査し，国司交代の際の引継ぎを厳しく監督。

い　定員外の国司や郡司を廃止

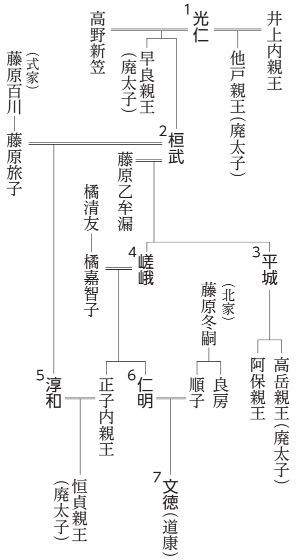

太字は天皇，数字は皇位継承の順

天皇家と藤原氏の関係系図⑵

②平城天皇

叔父の早良親王に代わり立太子し，父の桓武天皇が亡くなると即位。

官庁の統廃合を進め財政負担の軽減をはかったが，病弱なこともあり弟に譲位した。

※再遷都をはかり平城京に移り，「二所朝廷」状態となった。

2　嵯峨天皇の改革

［3　　　　］**天皇**は，病のため兄の平城天皇が譲位したことから即位。

律令制を日本の実情に合わせ大きく修正した。

※弟の淳和天皇に譲位後は，太上天皇として権勢を誇った。

810 年　〔4　　　　　　　〕を設置→天皇側近の**蔵人**たちが所属

　※**蔵人頭**として**藤原冬嗣（北家）**・巨勢野足を任命し，**藤原北家が台頭**。

　　平城太上天皇の変〔薬子の変〕

　※**藤原仲成（式家）**は処刑，妹の**薬子**は自殺し，**藤原式家は没落**。

816 年　〔5　　　　　　　〕の設置

　※のち刑部省・弾正台・衛門府・左右京職の業務を吸収。

　　令の規定にこだわらず京内の警察・裁判にあたる。

820 年　弘仁格式を編纂

823 年　大宰府管内に公営田を設置

嵯峨天皇

3　律令制の再建策

平安時代前期には，桓武・嵯峨天皇を中心に律令国家の再建がはかられた。

①〔6　　　　　　〕の増設

内大臣，中納言，参議，左右近衛府，皇后宮式，**征夷大将軍**，**勘解由使**，**蔵人所**，**検非違使**，押領使，追捕使，関白，内覧など。

②〔7　　　　　　　〕の編纂→律・令より格・式を重視し有効なものを整理

律・令の追加・修正である格は 10 世紀半ばの『**類聚三代格**』が現存。

律・令・格の施行細則である式は『延喜式』が現存。

A　〔8　　　　　　　〕　（**嵯峨天皇**，9 世紀前半）

B　**貞観格式**　（**清和天皇**，9 世紀半ば）

C　**延喜格式**　（**醍醐天皇**，10 世紀初め）

③**養老令の注釈書**→令の解釈を統一

A　〔9　　　　　　〕（官撰，9 世紀前半）

　令の解釈を統一するため，淳和天皇が**清原夏野**らに編纂させる。

B　**令集解**　（私撰，9 世紀後半）

　惟宗直本が令に関する法律家たちの注釈を私的に集める。

まとめ
奈良時代に大きく揺らいだ律令国家体制の再建を試みるため，
平安時代前期にはさまざまな施策が実行された。
810 年は，藤原式家と北家の勢力が入れ替わる年だったといえる。

Chapter 2　徴税方式と国司制度の変容

目標
９世紀に各種の直営方式の田が経営されたのはなぜだろう？
10 世紀に国司はどのような存在に変わったのかを知ろう。

1　律令体制の動揺（８世紀後半〜９世紀）

①班田収授の後退（８世紀後半〜９世紀）

農民の〔1　　　　〕や**浮浪・逃亡**が一般化し，戸籍・計帳が形だけのものとなり，

班田収授や徴税が次第に困難となる。律令制の根本が機能せず，地方政治も混乱し始めた。

※班田の記録は醍醐天皇の 902 年で途絶える。

②有力農民の台頭

私出挙や税の肩代わりなどを通じ，里長〔郷長〕クラスの有力農民が公民を支配。

口分田を集積して私有地化，墾田開発も推進して「富豪の輩」と呼ばれるようになった。

③農民の個別人身支配の困難による税収の減少

A　貴族・寺社の私有地である**初期荘園**の増加

B　税収確保を目的とする有力農民を利用した直営方式の採用

〔2　　　　　　〕（823 年，嵯峨天皇が大宰府管内に設置），

官田（879 年，畿内に設置），諸司田（諸官庁が所有する田），

勅旨田（天皇が公費で開墾した田），賜田（皇族が天皇から賜る田）など。

C　**院宮王臣家**の勢力増大

天皇と親近な関係にある特権的な皇族・上級貴族。

のち大寺社も含み「**権門勢家**」と呼ばれる。

※国司（中・下級貴族），地方豪族，有力農民たちが従者・家人になろうと接近。

2　国司制度の変容（９世紀末〜10世紀）

①律令制維持の努力（醍醐天皇＝延喜の治）

902 年　〔3　　　　　〕**の荘園整理令**→勅旨田・非合法荘園の停止　**最後の班田実施**

914 年　三善清行『意見封事十二箇条』→醍醐天皇に財政難と地方政治の実情を指摘。

②徴税方式の転換（朱雀天皇，藤原忠平摂関政治期）

戸籍・計帳にもとづく個別の租税賦課方式を廃止。以後，戸籍・計帳は作成されず。

A　**国司の徴税請負人化**

国司は一定量の税を朝廷に納入する義務を負う代わりに，一国の支配を一任される。

※もと郡司クラスの地方豪族が［4　　　　　　　　］となり，

国司の率いる郎等らとともに国衙の実務を担当。

B　人頭税中心から土地税へと徴税方式が転換→**負名**体制

田をいくつかの**名〔名田〕**という徴税単位に分割し，

［5　　　　　］（＝負名）と呼ばれる有力農民に耕作を請け負わせた

（経営規模の大きい者は**大名田堵**）。そして，租・調・庸・公出挙や雑徭に代わる，名の面積に応じた**官物**と**臨時雑役**を賦課。

※田堵は，11 世紀後半には土地支配権も手に入れ，**名主**へ成長。

③国司制度の変容

A　売官売位の風潮が一般化

あ　［6　　　　　］

朝廷儀式の運営や寺社の造営に際し，

朝廷に私財を献じ代償として官職を得る。

い　**重任**

成功により収入の多い官職に再任される。

任国へ下向する受領の一行

B　国司の形態

あ　［7　　　　　］→遙任や在京時の受領の国衙を**留守所**という

任国に赴任せず京に留まり収入のみを受け取る国司。

※任国には**目代**を派遣，現地の在庁官人たちを指揮。

い　［8　　　　　］→ 11 世紀後半には交替時以外下国せず遙任とほぼ変わらなくなる

自ら任国に赴任する国司の最上級者（通常は守）。

C　国司と地方豪族・有力農民の対立

あ　尾張守**藤原元命**

『**尾張国郡司百姓等解**（988 年）』で訴えられ，翌年解任。

い　信濃守藤原陳忠

『今昔物語集』「受領は倒るる所に土をもつかめ」の言葉で有名。

まとめ　9 世紀，律令国家の収入が不安定となったため直営田が経営された。
10 世紀，一定量の税を朝廷に納入する代わりに一国の支配を任されるようになった国司は，官僚・政治家というよりも徴税請負人化していった。

第４講　PART１　確認問題

1　国司交代の際の引継ぎを監視するために設置されたのはどれか。

①　蔵人所　　②　勘解由使
③　検非違使　④　健児

2　嵯峨天皇のときに，台頭したのはどこか。

①　藤原南家　②　藤原北家
③　藤原式家　④　藤原京家

3　嵯峨天皇の命により，９世紀前半に編纂された格式はどれか。

①　貞観格式　②　延喜格式
③　弘仁格式　④　三代格式

4　淳和天皇の命によって清原夏野らが編纂したのはどれか。

①　令義解　②　令集解
③　養老令　④　類聚三代格

5　古代の農民が重税から逃れるために行ったこととして**あてはまらないもの**はどれか。

①　浮浪　②　逃亡
③　偽籍　④　一揆

6 嵯峨天皇が 823 年に大宰府管内に設置した田はどれか。

① 官田　② 公営田
③ 諸司田　④ 勅旨田

7 902 年に醍醐天皇が出した荘園整理令を何の荘園整理令というか。

① 延喜　② 延久
③ 寛政　④ 寛徳

8 『尾張国郡司百姓等解』で訴えられ，989 年に解任された国司はだれか。

① 藤原陳忠　② 藤原公仁
③ 藤原宗忠　④ 藤原元命

第 4 講　PART 1　確認問題 解答

1 解答：②

①の**蔵人所**は天皇側近の蔵人たちが所属する機関。③の**検非違使**は京内の警察・裁判にあたる機関。④**健児**は，廃止した兵役・軍団の代わりとなる，郡司の子弟や有力農民からなる少数精鋭部隊。

2 解答：②

嵯峨天皇が，蔵人頭として**藤原冬嗣**を任命したため，**藤原北家**が台頭した。一方，**平城太上天皇の変**〔薬子の変〕により，**藤原式家**は没落した。

3 解答：③

①の**貞観格式**は 9 世紀半ばに清和天皇の命，②の**延喜格式**は 10 世紀初めに醍醐天皇の命によって編纂された。弘仁格式，貞観格式，延喜格式をあわせて**三代格式**という。

4 解答：①

令義解は養老令の注釈書である。②の**令集解**は，惟宗直本が令に関する法律家たちの注釈を私的に集めて編纂された。

5 解答：④

④の一揆は室町時代以降に起こった。③の**偽籍**とは，兵役・労役・租税の負担が大きい男子を少なく戸籍に申告することである。

6 解答：②

①の**官田**は 879 年に畿内に設置された。③の諸司田は諸官庁が所有する田，④の**勅旨田**は天皇が公費で開墾した田である。

7 解答：①

延喜の荘園整理令では，勅旨田・非合法荘園が停止された。

8 解答：④

①の藤原陳忠は信濃守で，貪欲な受領の例として知られ，『今昔物語集』の「受領は倒るる所に土をもつかめ」の言葉で有名。